

年ノ例ニ依リテ中々賞與ニ支給ヲ受テ得ラレハ如ク考慮  
セラレタキコト

110) 筆生ノ刻時カード使用ヲ廢セラレタシ

111) 刻時カード使用ノ職エニテ早ク改訂ノ際際ニ三分間  
遅刻スレバ上ルル時間ノ削減ヲ免除セラレタキコト

112) 特別通門章及心職工章落失場合ハ賞員支辨トシ  
罰トシテ取扱ハラルトニ改メラレタキコト

113) 製造所ハ一級職工代表者會合ヲ毎月一回以上開催セ  
ラレタキコト

### 三、共濟組合ニ就テ

114) 年々大條ヲ評議會ハ評議員三分二以上發議リタル

時又廳長ニ於テ年一回以上之ヲ召集シト改メラレタキコト  
115) 組合員中受員者ノ撤去ヲ日収額ニ應ジテ増加シ療養  
其他ノ諸救済金ヲ常備者ト均衡ヲ保ツ程度ニ増加  
セシメラレタキコト

### 四、後援會ニ就テ

116) 後援會ノ内容充實ヲ期セラレタキコト

117) 後援會ニ評議會ヲ設ケ各場ヨリ一名宛以テ委員  
員ヲ選出シ毎月一回以上開會シ諸般ニ打合せ成サ  
シメラレタキコト

大正十一年八月五日 小笠原製鐵所製鐵場職工代表者

職工長 川崎 忠 初